社会福祉法人皆野町社会福祉協議会役員等の旅費に関する規程

(目 的)

第1 条 この規程は、社会福祉法人皆野町社会福祉協議会(以下「法人」という。)の役員等の旅費の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の定義)

- 第2条 この規程において、役員等とは、次のものをいう。
 - (1)顧問
 - (2) 理事及び監事
 - (3) 評議員
 - (4) 心配ごと相談員
 - (5) 各委員会委員
 - (6) その他特に会長が認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、皆野町行政担当者に対しては、原則としてこれを支給しない。

(支 給)

- 第3条 役員等が公務のため旅行をしたときは旅費を支給する。
- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。

(委 任)

第4 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な 事項は別に定める。

附則

この規程は、平成2 年4 月1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月24日から施行する。

別 表

区分	支 給 額	備考
車賃 (1kmにつき)	3 7 円	
鉄道賃・船賃・航空賃	実費	
宿泊費(1泊につき)	県内 9,800円	
	県外 10,900円	